

3: 憲法第9条の下で許容される自衛の措置

(1) 我が国を取り巻く安全保障環境の変化に対応し、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを守り抜くためには、これまでの憲法解釈のままでは必ずしも十分な対応ができないおそれがあることから、いかなる解釈が適切か検討してきた。その際、政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる。したがって、従来の政府見解における憲法第9条の解釈の基本的な論理の枠内で、国民の命と平和な暮らしを守り抜くための論理的な帰結を導く必要がある。

(2) 憲法第9条はその文言からすると、国際関係における「武力の行使」を一切禁じているように見えるが、憲法前文で確認している「国民の平和的生存権」や憲法第13条が「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」は国政の上で最大の尊重を必要とする旨定めている趣旨を踏まえて考えると、憲法第9条が、我が国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置を探ることを禁じているとは到底解されない。一方、この自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるといふ急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される。これが、憲法第9条の下で例外的に許容される「武力の行使」について、従来から政府が一貫して表明してきた見解の根幹、いわば基本的な論理であり、昭和47年10月14日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料「集団的自衛権と憲法との関係」に明確に示されているところである。

この基本的な論理は、憲法第9条の下では今後とも維持されなければならない。

(3) これまで政府は、この基本的な論理の下、「武力の行使」が許容されるのは、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られると考えてきた。しかし、冒頭で述べたように、パワーバランスの変化や技術革新の急速な進展、大量破壊兵器などの脅威等により我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、変化し続けている状況を踏まえれば、今後他国に対して発生する武力攻撃であったとしても、その目的、規模、態様等によっては、我が国の存立を脅かすことも現実に起こり得る。

我が国としては、紛争が生じた場合にはこれを平和的に解決するために最大限の外交努力を尽くすとともに、これまでの憲法解釈に基づいて整備されてきた既存の国内法令による対応や当該憲法解釈の枠内で可能な法整備などあらゆる必要な対応を採ることは当然であるが、それでもなお我が国の存立を全うし、国民を守るために万全を期す必要がある。

こうした問題意識の下に、現在の安全保障環境に照らして慎重に検討した結果、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において^③これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに^④必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至った。

(4) 我が国による「武力の行使」が国際法を遵守して行われることは当然であるが、国際法上の根拠と憲法解釈は区別して理解する必要がある。憲法上許容される上記の「武力の行使」は、国際法上は、集団的自衛権が根拠となる場合がある。この「武力の行使」には、他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とするものが含まれるが、憲法上は、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち、我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として初めて許容されるものである。

(5) また、憲法上「武力の行使」が許容されるとしても、それが国民の命と平和な暮らしを守るためのものである以上、民主的統制の確保が求められることは当然である。政府としては、我が国ではなく他国に対して武力攻撃が発生した場合に、憲法上許容される「武力の行使」を行うために自衛隊に出動を命ずるに際しては、現行法令に規定する防衛出動に関する手続と同様、原則として事前に国会の承認を求めることを法案に明記することとする。

← 集団的自衛権行使の解釈変更の立法事実である「国民の生命等が根底から覆される」ことが現実に起こり得るかについては述べられていない。

集団的自衛権と憲法との関係

参決委(昭四七・九・一四)における
水口議員要求の資料

国際法上、国家は、いわゆる集団的自衛権、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにかかわらず、実力をもつて阻止することが正当化されるという地位を有しているものとされており、国際連合憲章第五一条、日本国との平和条約第五條(イ)、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約前文並びに日本国とソヴェト社会主義共和国との共同宣言(第二段)の規定は、この国際法の原則を宣明したものであると思われる。そして、わが国が国際法上右の集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、

当然といわなければならぬ。

ところで、政府は、従来から一貫して、わが国は国際法上「いわゆる集団的自衛権」を有しているとしても、国権の発動としてこれを行使することとは、憲法の容認する自衛の措置の限界をこえるものであつて許されないとの立場にたつているが、これは次のような考え方に基づくものである。

憲法は、第九条において、同条に「いわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の国民が、平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認し、また、第一三条において「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、国政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることから、わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄してはいないことは明らかであつて、自国の平和と安全を維持して

の存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解されない。しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないであつて、それは、あくまで外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるといふ急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最少限度の範囲にとどまるべきものである。そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行なうことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであつて、したがつて、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とする「いわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されな

いといわざるを得ない。

昭和四七年一月五日提案 昭和四七年一月七日決裁 主査 早坂

長官 第一部長 参事官 参事官補

次長 総務主幹

集团的自衛権と憲法との関係について

参議院決算委員会(昭四七、九、一四)から提出要求があった標記の件について、別紙のとおりとりまとめたので、これを同委員会に提出して頂く。

内閣法制局

御高裁を仰ぎます。

(備考)

外務省と協議済である。

内閣法制局

参議院決算委員会要求文書資料

集团的自衛権と憲法との関係

(参決委(昭四七、九、一四)に付ける水口議員要求の資料)

国際法上、国家は、その中の集团的自衛権を自ら、自国と連帯関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されて、はたは、かわつて、実力をもつて阻止すること、正当化されるという地位を有しているものとされて、

国際連合憲章第五一条、日本国との平和条約

内閣法制局 昭和四七年十月廿日

第五条(C)、日本国とアメリカ合衆国との相互協力及び安全保障条約前文並びに日本国とソビエト社会主義共和国との共同宣言の第二段の規定は、この国際法の原則を宣明したものである。そして、わが国は、右の集团的自衛権を有していることは、国家である以上、当然といわなければならない。

ところで、政府は、従来から一貫して、わが国は国際法

昭和四十七年十一月三日 閣議
昭和四十七年十一月三日 閣議
主室

長

次

長

第一部長

参事官

参事官補

参事官補

了 総務主幹

自衛行動の範囲について

参議院決算委員会水口宏三委員から防衛庁に

対し提出要求のあった標記の資料(別添)について、

同庁から当庁の見解を求められたに、検討したところ、

内閣法制局

ろ、当庁に付いては併に異を申し立てるに及ばないと考
えらるゝ、いかに。

御高教を仰ぎます。

内閣法制局

(要)

参議院 水口宏三議員要求資料

防衛庁
47.10.14

自衛行動の範囲

- 1 憲法第9条のもとにおいて許容されている自衛権の発動については、政府は、従来からいわゆる自衛権発動の要件(わが国に対する急迫不正な侵害があること、この場合他に適当な手段がないこと及び必要最小限度の實力行使にとどまるべきこと)に該当する場合に限られると解している。
- 2 わが国に対し外部からの武力攻撃がある場合、わが国の防衛に必要な限度において、わが国の領土、領海、領空においてはかりでなく、周辺の公海、公空において、これに対処する場合であっても、このことは、自衛権の限度をこえるものではなく、憲法の禁止するところとは考えられない。この場合、自衛行動のできる公海、公空の範囲は、外部からの武力攻撃の態様に応ずるものであり、一概にはいえないが、自衛権の行使に必要な限度内の公海、公空に及ぶことができるものと解している。
- 3 いわゆる「海外派兵」については、その用語の明確な定義はないが、海外派兵が憲法第9条のもとにおける自衛権の限界との関連で問題とされてきたものであるため、このような

自衛行動の範囲について

- 1 憲法第9条のもとにおいて許容されている自衛権の発動については、政府は、従来からいわゆる自衛権発動の3要件(わが国に対する急迫不正な侵害があること、この場合に他に適当な手段がないこと及び必要最少限度の実力行使にとどまるべきこと)に該当する場合に限られると解している。
- 2 わが国に対し外部からの武力攻撃がある場合、わが国の防衛に必要な限度において、わが国の領土、領海、領空においてはばかりでなく、周辺の公海、公空において、これに対処する場合であつても、このことは、自衛権の限度をこえるものではなく、憲法の禁止するところとは考えられない。この場合、自衛行動のできる公海、公空の範囲は、外部からの武力攻撃の態様に応ずるものであり、一概にはいえないが、自衛権の行使に必要な限度内の公海、公空に及ぶことができるものと解している。
- 3 いわゆる「海外派兵」については、その用語の明確な定義はないが、海外派兵が憲法第9条のもとにおける自衛権の限界との関連で問題とされてきたものであるので、このような観点から、一応、「いわゆる海外派兵とは、一般的に言えば、武力行使の目的をもつて武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣することである。」と定義づけるとすれば、このような海外派兵は、憲法上許されないものと解している。
- 4 わが国に対して誘導弾等による攻撃が行なわれた場合、その場合においてもなお座して自滅を待つべしということが憲法の趣旨とするところとは解し得ず、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最少限度の措置をとること、たとえば、誘導弾等による攻撃を防ぐのに他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法的には自衛の範囲に含まれ、憲法上、可能であるというべきものである。
- 5 さきの参議院決算委員会における水口議員のご質問は、以上のような憲法第9条が許容している自衛行動の範囲について、その具体的適用が個別の場合にどうであるかを明確にされたいとのご趣旨かと思われるが、現実の事態においては、事は広範にわたり、そのときの国際情勢、武力攻撃の手段・態様等により千差万別であり、限られた与件のみを仮設して論ずることは適当でないと思われる。一方、具体的な自衛権の発動は、自衛隊の防衛出動という形で行なわれるので国会のご審議を願うという手段が用意されており、現段階において憲法論としては抽象的な原理・基準でやむを得ないものと考えられる。

2016年(平成28年)

9月19日

月曜日

敬老の日



第3種郵便物認可

社説

Editorials

安保法1年

まだ「違憲」のまままだ

1年前のきょう未明、全国各地での反対行動のなかで、集団的自衛権の行使を認める安全保障関連法が成立した。

「違憲法制」との批判に対し、安倍首相は「これから粘り強く説明を行っていきたい」と語った。だが、その後の姿勢はその言葉とはほど遠い。

野党5党が国会に提出した廃止法案の審議に与党は応じなかった。夏の参院選でも首相ら与党幹部の言及は限られた。

一方で、自衛隊は安保法による新任務の訓練を始め、政府は着々と運用に動きだしている。

この1年、北朝鮮は核実験やミサイル発射を重ね、中国の軍拡や海洋進出も続く。日本周辺の情勢をみれば、安全保障環境は厳しさを増している。

だが安保法の違憲の疑いは、1年たったからといって晴れるわけではない。参院選で与党が

勝っても、廃止を訴えた野党が負けても合憲にはならない。

安保法については違憲訴訟が続いている。自衛隊は世論の後盾を欠いたまま任務の遂行を求められる。そんな事態は避けねばならない。

なぜ「違憲」なのか。国会審議を振り返ってみたい。

政府は一貫して「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」との立場をとってきた。2年前に「転じて」「行使できる」と唱え始めたときの論拠は、集団的自衛権と憲法との関係を整理した1972年の政府見解だ。

ところが、この見解の結論は「集団的自衛権は行使できない」なのだ。その文章を変えることなく、解釈を百八十度ひっくり返した。

理由を問う民進党の小西洋之参院議員らに、内閣法制局長官は「見解の中に行使容認の(

法理としては当時から含まれていた」などと答えた。

けれど、72年以降の歴代政権も内閣法制局長官も「行使はできない」と答弁し続けてきた。昨夏の週刊朝日の取材に、72年当時の幹部は「これを根拠に解釈改憲なんて夢にも思っていなかった」と語っている。

政府の説明は説得力を欠く。安保法の成立時に、安倍首相は「一時がたてば間違はなく理解は広がっていく」と述べた。

だが、朝日新聞の今春の世論調査では、安保法が憲法違反と思う人は50%、違反していいと思う人は38%。安保法に賛成の人は34%、反対は53%。国民は納得していない。

政府が安保法の運用に向かうなか、臨時国会が26日に始まる。憲法審査会でも他の委員会でもいい。与野党は安保法を改めて論じあうべきだ。

2016・9・19

東京新聞

中日新聞東京本社
東京都千代田区内幸町二丁目1番4号
〒100-8505 電話 03(6910)2211

安全保障関連法の成立から一年。「違憲立法」の疑いは消えず、既成事実だけが進む。戦後日本の平和主義とは何か。その原点に立ち返るべきである。

与野党議員が入り乱れる混乱の中、安倍政権が委員会採決を強行し、昨年九月十九日に「成立」したと強弁する安保関連法。今年三月に施行され、参院選後の八月には自衛隊が、同法に基づいて新たな任務に関する訓練を始めた。

政権は既成事実を積み重ねようとしているのだが、その土台が揺らいでいけば、いつかは崩れてしまう。その土台とは当然、日本国憲法である。

他衛認めめ政府解釈

七月の参院選では、安保関連法の廃止と立憲主義の回復を訴えた民進、共産両党など野党側を、自民、公明両党の与党側が圧倒したが、そのことをもって、安保関連

2016・9・20

社説

法の合憲性が認められたと考えるのは早計である。

同法には、「数の力」を理由として見過ごすわけにはいかない違憲性があるからだ。

安保関連法には、武力で他国を守ったり、他国同士の戦争に参加する「集団的自衛権の行使」に該当する部分が含まれている。

安倍内閣が二〇一四年七月一日の閣議決定に基づいて自ら認めたものだが、歴代内閣が長年にわたって憲法違反との立場を堅持してきた「集団的自衛権の行使」を、なぜ一内閣の判断で合

憲とすることができたのか。憲法の法的安定性を損ない、戦後日本が負ってきた安保政策の根幹を揺がめ、その批判は免れまい。成立が二年がたっても、多くの憲法学者や専門家が、安保関連法を「憲法違反」と指摘し続けるのは当然である。

現行憲法がなぜ集団的自衛権の行使を認めているとは言えないのか、あらためて検証してみたい。

血肉と化す専守防衛

戦後制定された日本国憲法は九条で、戦争や武力の行使、武力による威嚇について、国際紛争を解決する手段としては永久に放棄することを定めている。

違憲性は拭い去れない

安保法成立1年

これは、日本国民だけで三百万人の犠牲を出し、交戦国にとどまらず、近隣諸国にも多大な犠牲を強いた先の大戦に対する痛切な反省に基づき、国際的な宣言と宣言とをいざなう。

その後、日米安全保障条約で米軍の日本駐留を認め、実力組織で

ある自衛隊を持つに至ったが、自衛権の行使は、日本防衛のための必要最小限の範囲にとどめる「専守防衛」を貫いてきた。

自衛と密接な関係にある外国に對する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力で阻止する集団的自衛権については、主権国家として有しているが、その行使は専守防衛の範

しかし、安倍内閣は日本が直接攻撃されていなくても「わが国の存亡が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」には集団的自衛権の行使が可能だと憲法を解釈し直していった。

その根拠とするのが、内閣法制局が一九七二年十月十四日に参院決算委員会に提出した資料「集団的自衛権と憲法との関係」だ。

憲法の危機直視せよ

日本の安保政策を、専守防衛という本来の在り方に戻すには、集団的自衛権の行使を認めた閣議決定を撤回し、安保関連法を全面的に見直しが必要である。

安倍政権は、自民党が悲願としてきた憲法改正に向けて、参院選に臨まれた憲法審査会での議論を加速させたい意向のようだが、政府の恣意的な憲法解釈を正すことが先決だ。与野党ともに「憲法の危機」を直視するべきである。

出典：平成28年9月20日
東京新聞社説より小西洋之事務所作成
平成28年10月20日
参議院外交防衛委員会
民進党・新緑風会 小西洋之

連続核心評論

2016 選択

< 4 >

この2年間いろいろ考えたが、いまだに、ふに落ちないことがある。集団的自衛権行使に道を開き、国会で昨年採決が強行された安全保障法制の大本をなす2014年7月1日の閣議決定だ。

この閣議決定やその後の政府答弁が集団的自衛権行使容認の根拠とするのは、1972年10月に内閣法制局がまとめた政府見解(72年見解)だ。

72年見解は、憲法は「必要な自衛の措置」を禁じていないとし、「外国の武力攻撃によって国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底からくつがえされるといふ急迫、不正の事態」には必要最

小限の自衛権行使が可能と指摘。ただし、集団的自衛権は許されないと明確に結論付けた。

崩される「立憲主義」 危機感持って投票を

れるとの新解釈を打ち出した。衛権」の行使は憲法上可能だと主張した。

方程式の変数が違えば解もおのずと異なると言わんばかりに、72年見解の「基本的な論理」に「安全保障環境の変化」という新たな「変数」をはめ込み、全く逆の結論を導き出したのだ。

しかし安倍政権は、72年見解の「基本的な論理は維持する」とする一方、「日本を取り巻く安全保障環境が根本的に変容した」と強調。他国への武力攻撃でも状況次第では「日本の存立を脅かすことも現実起こり得る」として、集団的自衛権行使は許さ

る。憲法学者など法律のプロは「牽強(けんきょう)付会」と非難の声を上げたが、政府は閣議決定を擁護し続け、72年見解にある「外国の武力攻撃」の対象には同盟国も含まれるとの認識も表明。米軍が攻撃され「急迫、不正の事態」に至れば、「限定的な集団的自

象には米国などの同盟国も含まれるのか」とストレートに聞いてみた。

「(攻撃対象は)日本のこと。同盟国のことは考えてなかった」。角田氏の答えは明快だった。

の海洋進出。安保環境は確かに変化しており、安倍政権の主張するように新たな脅威への対処は確かに必要だ。

しかしだからといって、解釈改憲というあまりに安易な近道が許されているのか。憲法が時の権力者を縛り独断や専制を許さない「立憲主義」を掘り崩しているのか。

第1次安倍政権で内閣法制局長官を務めた宮崎礼憲氏は、安倍政権による72年見解の読み替えをこう表現した。「黒を白と言いくるめる類い」

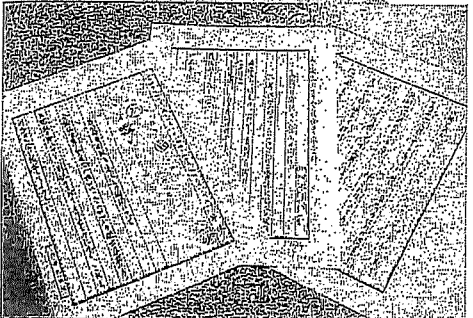
憲法の前には与党も野党もない。改憲を行いたければ、姑息(こそく)な手段を選ぶべきではない。国民に真正面からその是非を問う王道を歩むべきだ。かつてない危機感を持って1票を投じなくてはならない。(共同通信編集委員 太田昌克)

ワイド特集 フルスイングな人たち

本誌独占 直撃
集団的自衛権は想定外
 政権が依拠する「72年政府見解」作成の元法制局長官(94)が激白

安倍閣連法案の致命的なほころびが、また一つ明らかになった。

安倍政権が集団的自衛権行使容認のよりどころとする、内閣法制局作成の「1972年政府見解」(以下、「見解」)作成に携わった幹部でただ一人存命の角田礼次郎・元内閣法制局長官



が、本誌の直撃に長い沈黙を破った。

当時、田中角榮政権で憲法解釈を担当する法制局長官として「見解」の作成に関わり、その後は最高裁判事などを歴任した角田氏。「見解」について、こう明言した。

「集団的自衛権をいざさかでも認めるなどという考え方は、当時は全然なかった。与野党、内閣法制局を含めてね」

8月13日、都内の自宅で取材に応じた角田氏。転んで痛めたという左腕のギブスが痛々しかったが、口調は明快だった。

「40年以上前のことだから」とこれまで取材を断ってきたと

「1972年政府見解」の原本の写し(小西職員提供)。角田氏の印も押されている。

「見解」には「外国の武力攻撃」が日本へのもっと明言されている。ことに目をつけた安倍政権は、同盟国などへの攻撃も日本の自衛の措置の対象に含まれる場合があると主張しているのです。」

「1972年政府見解」の原本の写し(小西職員提供)。角田氏の印も押されている。

自衛権の行使を限定容認する考え方が含まれているという、真逆の主張をし始めた。元総務官依で、国会でこの問題を追及してきた民主党の小西洋之参院議員が解説する。

「見解」には「外国の武力攻撃」によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされる「場合に自衛のための措置が容認されると書かれている。『外国の武力攻撃』が日本へのもっと明言されている。ことに目をつけた安倍政権は、同盟国などへの攻撃も日本の自衛の措置の対象に含まれる場合があると主張しているのです。」

こうした安倍政権の理屈を説明すると、角田氏は苦笑してこう切り捨てた。

「横島(裕介・現法制局長官)君がそう言っているの。『そういう分析をした記憶はない』。そういう理解はなかったと思いますね。」



ここに書かれている「外国の武力攻撃」は、日本そのものへの攻撃のことです。日本が侵略されているなら、集団的自衛権なんて議論は当時なかった。これを根拠に解釈改憲なんて夢にも思っていないかった。いや、あよく掘り出したものだけ」

角田氏の話に裏付ける別の証拠もある。

そもそも72年10月7日に「見解」が作成されたのは同年9月14日の参院決算委員会の社会党議員の集団的自衛権についての質問がきっかけ。そこでは、角田氏の上司で「見解」作成の最高責任者だった吉国一郎法制局長官(2011年に死去)が、こう答弁しているのだ。

「他国が日本とは別なほかの国が侵略されている」といっているのは、まだわが国民が、わが国民のその幸福追求の権利なり生命なり自由なりが侵されている状態ではないというので、まだ日本が自衛の措置をとる段階ではない。日本が侵略をされて、侵略行為が発生して、そこで初めてその自衛の措置が発動するのだ(議事録から)

民が、わが国民のその幸福追求の権利なり生命なり自由なりが侵されている状態ではないというので、まだ日本が自衛の措置をとる段階ではない。日本が侵略をされて、侵略行為が発生して、そこで初めてその自衛の措置が発動するのだ(議事録から)

他国ではなく日本そのものが攻撃されない限り自衛の措置をとれないと、ハッキリ言っている。吉国長官は、こんな強い言葉も使っていた。

「わが国は憲法第九条の戦争放棄の規定によって、他国の防衛までをやるということはない。どうしても憲法九条をいかに読んでも読み切れな(同)」

これらの答弁をまとめたものこそが、「見解」なのだ。前出の小西議員は8月3日の参院特別委で吉国氏の答弁について横島法制局長官を問い詰めたが、横島氏は「72年当時の事実認識が、近時の安全保障環境の変化によって変わった」などと

繰り返すばかりだった。小西議員がこう憤る。

「横島氏は集団的自衛権の行使を認める論理は『見解』を作った担当者の頭の中にあったと答弁していましたが、吉国長官の答弁に加えて、角田氏本人の証言で、まったくのインチキが露呈してしまっただけで法的

安定性の否定そのものです。官僚たちがこの議論をするとき、みんな青ざめて口ごもっているんです。安倍法制は安倍政権による事実上の『データ』にほかならない。日本はいつから、こんなに、危ない、国になってしまったのか。」

角田氏(96年撮影)は法制局長官時代の83年、国会で「集団的自衛権の行使を認めたいなら、憲法改正という手段をとらざるを得ない」とも答弁している

10

憲法は変わったのか

〈憲法の解釈〉と〈憲法の変化〉

野坂泰司

のさち・やまじ 学習院大学法学大
学師範部、憲法学、憲法基本
法例を講義する(有斐閣)、「新解釈
世界憲法論」(共著、三和堂)など。

■集団的自衛権の行使容認に係る「新解釈」の成否
ところが、安倍内閣は、七・一閣議決定により、憲法九条の下でも集団的自衛権の行使は容認されるといふ見解を打ち出し、あっさり従来政府の解釈を変更してしまっただけで、憲法解釈の変更に対しては既に多くの批判が寄せられている。ただ、この注意を要するのは、一般論として言えば、政府が従来の政府の憲法解釈を変更すること自体は許されないわけではないといふことである。問題は、その解釈変更(変更後の新たな解釈)が当該条項の解釈として妥当なものであるかどうか、すなわち、制憲者の意図(当該条項の趣旨・目的)に反することなく、その枠内で、本来の意味(原意)を具体化する、補充するものであるかどうかが、一点に尽きる。このような観点から見ると、今回の安倍内閣による憲法九条解釈の変更が解釈として許される限度を超えた不当なものであることは明白である。

力行使が許されるのは、わが国に対する急迫不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することを内容とする集団的自衛権の行使は憲法上許されな

安倍内閣は、この七二年見解の①と②を「基本の論理」と称し、それを、「わが国を取り巻く安全安全保障環境が根本的に変容した」今日の事態に「あてはめる」とし、七二年当時の上記③とは異なる結論(すなわち、同盟国等に対する外国の武力攻撃を阻止するための集団的自衛権の行使も憲法上許される)が導かれると主張する。しかし、これは無理筋といふものである。

第一に、七二年見解の③にいう「自衛の措置」とは個別自衛権の行使を指している。歴代政府は、憲法九条を、国際紛争を解決するために武力を行使しないという原則を定め、たものと捉えつつ、自国防衛のための個別的自衛権の行使としての武力行使だけは例外であるといふ解釈論を展開してきた。①②の「自衛の措置」の中に集団的自衛権の行使も含まれると解することは牽強附会の詭計を免れな

安培内閣は九条解釈の変更にあたって、同条が本来どういう規範的意味を有する条項であったか、その趣旨・目的は何かを一切問うていない。ただ単に、一九七二年の政府見解と一九五九年の砂川事件最高裁大法廷判決を援用するのみである。はたして、このような政府見解や最高裁判決は今回の九条解釈の変更を正当化する根拠たりうるであろうか。

まず、七二年見解は、それまでの政府見解を踏襲し、その上に立って、憲法上集団的自衛権の行使が許されない所以を説明したものである。すなわち、①憲法は自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置を執ることを禁じていない。②しかし、平和主義を基本原則とする憲法がこの自衛の措置を無制限に認めているとは解されず、それは、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむをえない措置として許されるものであるから、その措置はこの事態を排除するため執られるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。③そうだとすれば、憲法の下で武

ことは、重要な憲法解釈を示した政府見解の読み方として到底許されるものではない(この点でも文言自体ではなく文言を用いた者の意図が重要であることを強調してきた)。

第二に、仮に七二年見解③の「自衛の措置」に集団的自衛権の行使が含まれるとすると、「必要最小限度の範囲」であれば集団的自衛権の行使も許されるという事になってしまふであろう。しかし、七二年当時もそれ以降も政府はそのようなことを容認していない。「自衛の措置」が「必要最小限度の範囲」にとどまらねばならないというのは個別的自衛権の行使に関してのみ説かれてきたことである。集団的自衛権の行使はそれ自体が「必要最小限度の範囲」を超えると考

えられてきたのである(一九八一年五月二十九日第九四国会政府答弁書)。この点からも、七二年の「政府見解そのもの」の組立てを根拠に集団的自衛権の行使を正当化することは許されないことが分かるであろう。

(11) 奥平山口口編・前出注(8)・長谷部恭男・杉田敦編『安保法制の何が問題か』(岩波書店、二〇一五年)、長谷部恭男編『検証・安倍内閣法案』(有斐閣、二〇一五年)、木村草太「集団的自衛権はなぜ違憲なのか」(人文社、二〇一五年)等校案を採る。

(12) この点については、小西洋之「私たちの平和憲法と解釈改憲のかたへり」(八月書簡、二〇一五年)三二―三四頁が詳しい。

自衛隊員の服務の宣誓

宣誓

私は、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、
一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を
養い、人格を尊重し、心身を鍛え、技能を磨き、
政治的活動に関与せず、強い責任感をもつて
専心職務の遂行に当たり、事に臨んでは危険
を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、もつ
て国民の負託にこたえることを誓います。

求の権利が根底から覆されるといふ急迫不正の事態において、これは、集団的自衛権の、こういう中においてであれば集団的自衛権の行使は、今言ったようなことを用いなければ対応できないのであれば、それは、当然それは当てはまるといふふうに我々は考えたところでございます。

○白眞勲君 私、実は稲田大臣とやろうと思つたら、どんどん総理がしゃべってくれるわけでして、私、稲田大臣の認識を聞こうと思つているのに総理が一生懸命しゃべってくるといふ。逆なんだよな。普通は、大体総理が、聞くと大体大臣が答えるというのが普通なんですけど。

そういう面で本当に思うんですけど、今の総理の話、ちよつと稲田大臣もよく聞いていくたさいよ。今、こう言っているんですよ、吉國長官は、我が国に対する侵略が発生して初めて自衛のための措置をとり得るのだということからして、集団的自衛のための行動は取れないと。これは、私、政治論として申し上げているんじゃないかと、憲法九条の法律的な解釈だと言っているんですよ。

つまり、今総理がおっしゃったように、周辺が環境が変わったとか当時とは違うんだ、それはそれでしよう。しかし、それは政治論であつて、憲法九条の法律的な憲法的な解釈としての考え方は私は違うというふうに思います。それについてど

うでしようか。防衛大臣。

○国務大臣（稲田朋美君） 憲法九条の解釈として、自衛権は、我が国に対する急迫不正の侵害があつて、他に取るべき手段がなくて、必要最小限度です。これは砂川判決の、唯一の最高裁判決である砂川判決の理論です。それがそのまま昭和四十七年の基本的な論理になつていて、それを今回の変更で変えるものではないということ、全くそれは法律論として変えているものではないということでございます。

○白眞勲君 全然私の質問に答えていませんよ。もう一回答えてください。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） つまり、砂川判決においては、必要な自衛のための措置とは何かということについては、これはまさにに行政政府、そして国会にある意味委ねられているわけでございます。

その中において、四十七年見解においては、四十七年見解においてははですね、今申し上げた論理に従つて、当てはめにおいて集団的自衛権の行使は行われないと、こういうふうに述べているわけでありまして、この二番目の基本論理のところ、基本論理のところにおいて、言わば外国のまさに我が国に対する攻撃ということ限定しているわけではないわけでありまして、あくまで、あくまで外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び

幸福追求の権利が根底から覆されるといふ急迫不正の事態に対してどのように対していくかということについて、当てはめにおいて集団的自衛権の行使は行われないとということが言われているわけでございます。政治論ということではなくて、まさにどのように解釈をしていくか。まさにこれは、国民の生命、そして自由及び幸福追求の権利が根底から覆される事態とはどのような事態かということについて我々は常に考えていかなければならないと、こういうことではないかと、このように思っています。

○白眞勲君 いや、ですから、そう当時は集団的自衛権できませんよつて言つていて、やっぱりこれは政治論なんです。政治論でそういうふうになつたというのは、私は本当にこれは違憲だと思えますよ。

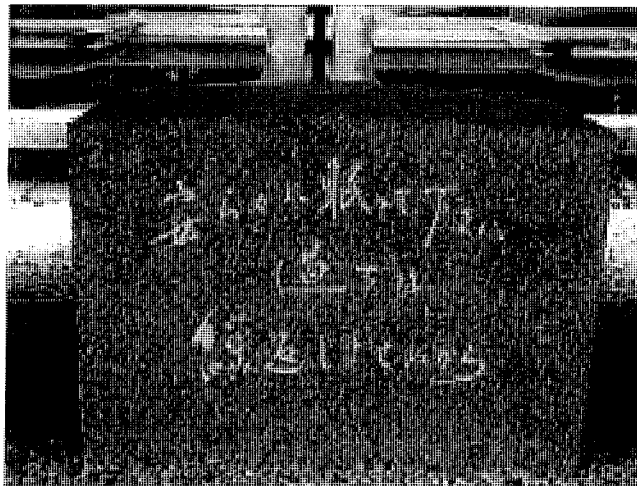
そういう中で、稲田大臣にお聞きします。政府が集団的自衛権の行使を認める中での核兵器の使用は憲法上できますか。

○国務大臣（稲田朋美君） 我が国は、いわゆる非核三原則により、憲法上は保有することを禁ぜられていないものを含め、政策上の方針として一切の核兵器を保有しないという原則を堅持をいたしております。原子力基本法及び条約により、我が国は一切の核兵器を保有し得ないこととしております。

原爆死没者慰霊碑には、「安らかに眠って下さい 過ちは繰返ませぬから」と刻まれています。どういう意味ですか？(FAQID-5801)

原爆死没者慰霊碑(公式名は広島平和都市記念碑)は、ここに眠る人々の霊を雨露から守りたいという気持ちから、埴輪(はにわ)の家型に設計されました。中央には原爆死没者名簿を納めた石棺が置かれており、石棺の正面には、「安らかに眠って下さい 過ちは繰返ませぬから」と刻まれています。この碑文の趣旨は、原子爆弾の犠牲者は、単に一国一民族の犠牲者ではなく、人類全体の平和のいしずえとなって祀られており、その原爆の犠牲者に対して反核の平和を誓うのは、全世界の人々でなくてはならないというものです。

広島市は、この碑文の趣旨を正確に伝えるため、昭和58年(1983年)に慰霊碑の説明板(日・英)を設置しました。その後、平成20年(2008年)にG8下院議長会議の広島開催を機に多言語(フランス語、ドイツ語、ロシア語、イタリア語、中国語(簡体字)、ハングルを追加)での新たな説明板を設置しました。その全文は次のとおりです。



広島平和都市記念碑
(原爆死没者慰霊碑)

昭和27年8月6日設立

この碑は 昭和20年8月6日 世界最初の原子爆弾によって壊滅した広島市を 平和都市として再建することを念願して設立したものである

碑文は すべての人びとが 原爆犠牲者の冥福を祈り 戦争という過ちを再び繰り返さないことを誓う言葉である 過去の悲しみに耐え 憎しみを乗り越えて 全人類の共存と繁栄を願い 真の世界平和の実現を祈念するヒロシマの心が ここに刻まれている

中央の石室には 原爆死没者名簿が納められており この碑は また 原爆慰霊碑とも呼ばれている